ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 212号　2016.9

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

第 26 期総会　東部労組　須田書記長を招き記念講演

報告を聞く記念講演の須田東部労組書記長と猿田理事長

事務局長　　鈴木　明男

愛知健康センターは８月27日、労働会館で第26回目の総会を開きました。

総会の開催にあたり神奈川の障がい者施設での殺人事件の被害者と東京・地下鉄銀座線のホームから転落死した被災者、さらにこの一年間に労災死亡された人たちに黙とうを行いました。

第一部は「ワタミの過労死事件と労働組合の取り組み」について全国一般東京東部労働組合の須田光照書記長を招き記念講演をしました。須田氏はご遺族を組合員として迎え、銭で解決を急ぐワタミの姿勢を糾弾。美菜さんが自死した原因の追及に徹して団体交渉を繰り返したこと。2013年の参院選では自民党本部前で「渡辺美樹を公認するな」の大集会を行うなど、労組活動の真髄を語りました。

目次

第 26 期総会	1
安城市市議会報告	4
「過労死等の労災認定状況」より	5
「権利の上に眠るもの」	6
編集余聞	7
メンタル疾患の知識	8
ＷＨＯ報告「自殺予防」	１０
一宮便り	１２
組合トップに聞く	１３
裁判日程	１４
エッセイ	１５
当面の日程	１６

第二部ははじめに猿田正機理事長と副理事長3氏のあいさつを受けました。猿田氏はワタミの労務政策はトヨタと酷似と感想を述べた後、弱者のいじめや排除でなく、連帯の力で個人を大切にしよう。倒れる前に立ち上がろうと呼びかけました。全国センターと東京社会医学研究所を兼務している佐々木昭三氏は労安法を組合活動に生かそう。労働時間の規制強化インターバルの制度の導入など社会的・法的規制を訴えました。過労死弁護団の岩井羊一氏から労働運動は労働者と使用者側のせめぎ合いだ、一つ一つ勝ち抜くために集会、支援、交渉など過労死のなくなる方向に力を合わせようと語りかけました。知崎広二氏から愛労連は過去最高の組織、7万人への回復を目指す中で、子育てする最低生計費を調査した結果、30代で570万円、40代で650万円、50代で840万円が必要と報告されました。

あいさつの後、猿田理事長から公務災害認定を勝ち取った山田さんに感謝状と記念品が手渡されました。

審議では愛知センターの25期の活動報告と26期の方針案等の提案がありました。討論では

① 名古屋市立中学校では「部活動は業務でない」と声を上げて取り組みを進めていること。この春、新任の教員の中には最多で197時間の「残業」をしたという実態を取り上げた朝日新聞を示し、長時間労働の規制を訴えました。
② 医療職場からは深夜勤務の改善などを取り組んで組合員を拡大した報告とインターバルの必要性を強調しました。
③ 愛知視覚障がい者協議会からは「鉄道駅ホームの可動柵の設置」運動の取り組みが待ったなしと訴えられました。
④ 終結した新日鐵住金の人権裁判で原告から支援の御礼と、製鉄所から出る粉塵の飛散防止を求める東海市の住民組織の取り組みで韓国の現代製鉄所へ13名が訪問した報告がありました。製鉄所では粉塵を出さない密閉式の貯蔵庫・熱間圧延工場などの見学と併せて、公害反対運動をしている近隣住民の皆さんと交流会を行ったことが報告されました。
⑤ シールズ東海やエキタスの若者たちと健康センターとの交流が始まり、年会誌や「いのちと健康ニュース」に若者たちが登場するようになったと報告がされました。
⑥ 恒例となっている「名古屋過労死を考える家族の会」の出席者が前に並んでそれぞれ支援を訴えました。

また、特別決議として「鉄道駅にホーム柵の設置」。「労働者をうつ病にして解雇」をと指南した木全社労士に厳正な処分を求める決議を採択しました。（要旨は次ページ）

総会はすべての議案を採択。理事長は猿田正機氏。事務局長は鈴木明男氏。吉川正春氏は全国センター理事を兼務した事務局次長にそれぞれ再任。新たに高垣英明氏が事務局次長に選ばれ2人となり。松本直子氏が事務局員に加わり事務局は18名体制となりました。

総会を記念して過労死防止の取り組みを扱った「健康センターものがたり」（宮崎・今枝共著）と「いのちと健康愛知　2017年会誌」が販売されました。

総会には70名が出席されました。

「家族の会」からの訴え

特別決議の要旨

駅のホームに可動柵の設置を求める決議

宛先:国土交通省鉄道局　JR東海　名鉄　近鉄

昨今、鉄道での人身事故は後を絶ちません。プラットホームは「欄干のない橋」と言われ転落事故が多発しております。今月15日、東京銀座線で盲導犬と歩行中の視覚障がい者がホームから転落して死亡しました。

転落は視覚障害者だけの問題ではありません。スマホ歩きなどの場合でも起こります。乗客はいつも危険と背中合わせです。事故のたびに列車のダイヤは乱れ、混乱して多くの影響が出ます。調査によればホームからの転落事故はこの10年間で2倍になっています。このような悲惨な事故を未然に防ぐために、ホームに可動式の柵を設置すべきです。

私たち愛知健康センターは視覚障がい者のみなさんと共にホームに転落防止柵の促進を求めて、この5月には国土交通省鉄道局へ5,000筆の要請書を手渡しました。その際、柵の設置を事業者任せにせず補助金制度の充実など実効ある対策をとり利用者のいのちと利便を守ること。当面ホームの安全を確保するために利用者への呼びかけや案内放送のアナウンスの改善などを要請しました。国と鉄道事業者は国民の生命を守り、快適な通学・通勤・旅行などができるようにホーム柵を設置することは、もはや待ったなしの国民的な課題です。

木全社労士の懲戒処分取消し裁判の厳正な対処を求める決議

宛先:厚生労働省　全国社会保険労務士会連合会　愛知県社会保険労務士会

私たち「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」と「名古屋過労死を考える家族の会」は過労死を防ぐために全国の仲間と力を合わせて取り組みました。その結果、去る2014年、過労死等防止対策推進法を衆参両院で全会一致により成立させました。そうして今、過労死を防ぐために毎年11月を過労死等防止啓発月間として取り組みが始まり、長時間労働やあらゆるハラスメントなどを防ぐ気運が高まりました。

こうした状況の中で、木全労務士は平成27年11月４日付けのブログで「上司に逆らう社員をうつ病にして追放する方法」、「万一自殺したとしても、うつ病の原因と死亡の因果関係を否定する証拠を作っておくこと」を載せ、これを拡散しました。ブログは批判を浴びて現在は閉ざされています。

木全労務士は全く反省の姿勢がなく、厚生労働省の行った処分取り消しを求める訴訟を、6月に名古屋地裁に提訴しました。過労死等防止対策推進法が施行された状況の中で、労働法のスペシャリストの社会保険労務士が「ブラック企業」化の音頭を取ることは常識外れであり、異常だと言っても過言ではありません。

愛知健康センターは改めて木全労務士の異常な行為を是正するために提訴の取り下げる勧告など効果的な対処を求めます。

安城市市議会報告

過労死防止の具体策を質疑

～中学３年の公民分野で指導など答弁

安城市議会議員　　石川　つばさ

2015 年 12 月議会において、過労死防止策を取り上げました。この問題を一般質問で取り上げるのは同年３月以来となります。

３月の時点では、過労死防止法という法律は制定されていたものの、法律の運用を細かく記した大綱を国がまだ策定していない段階でした。そのため、安城市の方針も未確定な面が多分にありました。

その後、7 月に国が大綱を策定しました。これを受け、3 月時点で未確定だった安城市の方針について議論を煮詰めるため、12 月議会で再度この問題を取り上げ、市の見解を求めました。

質疑の中て、安城市は以下の項目を実施すると答弁しました。

☆　ウェブサイトでの啓発を、必要に応じ適切な時期に、トップページから分かり易く行う。

☆　学習指導要領に沿い、中学３年の公民分野で、ワーク・ライフ・バランスや労働条件の改善について指導する。

☆　民間団体が過労死防止のシンポジウムを行う場合、会場手配や近隣市への情報提供などを行う。また、人的支援については要請の都度、内容を検討し可能な限り協力する。

また、下記の通り県と共催で過労死防止に関する労働講座を実施することとなりました。

記

日時　2016 年 10 月 14 日（金）13:30～16:30
場所　安城市文化センター
　　（安城市桜町 17 番 11 号）3 階大会議室

以上

平成 27 年度　「過労死等の労災認定状況」より

実態とかけ離れた自殺者の認定基準

事務局次長　　高垣　英明

やまぜんホームズ大迫事件などの過労自死の認定基準に対する不信感からいろいろ調べている中で過労自死の復活率を計算してみた。ここで言う復活率とは不支給の決定をうけた者のうち不服審査請求、裁判などにより支給が決定された率をさす。単なる一つの指標に過ぎないが、過労自死の復活率が１割近い状態だ(表１では 9.87%)。

表1　精神疾患　うち自殺(未遂を含む)について労災補償状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	23-27
自殺(未遂を含む)請求件数 A	202	169	177	213	199	960
自殺(未遂を含む)決定件数 B	176	203	157	210	205	951
自殺(未遂を含む)業務上と認定した件数 C	66	93	63	99	93	414
自殺(未遂を含む)業務外と決定した件数 D (B-C)						537
自殺(未遂を含む)業務上と認定した認定率 E C/B*100	37.5	45.8	40.1	47.1	45.4	43.5
審査請求・再審査・裁判等、不支給決定の取り消し F	10	15	5	10	13	53
自殺の復活率G　F/D*100						**9.87**

(厚労省資料より作成)

復活率は労働基準監督署の労災認定手続きのミスを認めた割合ともいえる。労働災害は基準どおり厳密におこなうもので、認定手続きのミスが１割近くあるということ自体、基準そのものが実態に合っていないこととも言うことができるのではないか。

そもそも、WHO 報告(WHO 自殺に関する報告書「自殺を予防する：世界の優先課題」2014 年９月)では、自殺者のうち９割が精神疾患と言われている(資料１　報告書 40 ページ　精神障害(101))。ところが現在の自殺の労災認定基準は自殺者のうち異常に厳しく精神疾患者をふるいわけてのち、さまざまのできごとを考える。

資料１　WHO 自殺に関する報告書

精神障害

高所得国では、自殺で亡くなった人のうち精神障害のある人は90%に及び(101)、明確な診断のない10%については、精神症状は自殺で亡くなった人の精神症状に似ている。しかし、中華人民共和国やインドの研究で示唆されているように、アジア諸国では、自殺で亡くなった人の精神障害の有病率はそれほど高くない(約60%)ところもある(12,102)。

精神科に通院していないから精神疾患ではない。大迫さんの例ではそのため、パワハラも調査の対象外となった。さらに自殺の認定自体、警察がおこなうもので、実態は数字の3～６倍はあるとも言われている。これでは自殺者の家族はうかばれない。自殺者の労災認定については精神疾患の有無から始めるのでなく、精神疾患にかかっている前提で、長時間労働、パワハラ等いじめ、個人的要因などについて考慮することが大切だと思う。

精神疾患(表２)、脳・心臓疾患(表３)、過労死(表４)の復活率も調べたが、それぞれ 2.77%、2.08%、3.68%となっており、自殺者の労災認定の基準があまりにも他の基準と比して実態に合っていないことがわかる。

表2　精神疾患について労災補償状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	23-27
請求件数	1272	1257	1409	1456	1515	6909
決定件数	1074	1217	1193	1307	1306	6097
うち支給決定件数	325	475	436	497	472	2205
うち不支給決定件数						3892
認定率	30.3	39	36.5	38	36.1	36.2
審査請求・再審査・裁判等、不支給決定の取り消し	20	34	12	21	21	108
精神疾患の復活率						**2.77**

(厚労省資料より作成)

表3　脳・心臓疾患の労災補償状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	23-27
請求件数	898	842	784	763	795	4082
決定件数	718	741	683	637	671	3450
うち支給決定件数	310	338	306	277	251	1482
うち不支給決定件数						1968
認定率	43.2	45.6	44.8	43.5	37.4	43
審査請求・再審査・裁判等、不支給決定の取り消し	13	3	12	7	6	41
脳・心臓疾患疾患の労災復活率						**2.08**

(厚労省資料より作成)

表4　過労死(脳・心臓疾患)について労災補償状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	23-27
請求件数	302	295	283	242	283	1395
決定件数	248	272	290	245	246	1301
うち支給決定件数	121	123	133	121	96	594
うち不支給決定件数						707
認定率	48.8	45.2	45.9	49.4	39.0	45.7
審査請求・再審査・裁判等、不支給決定の取り消し	9	1	8	3	5	26
過労死の労災復活率						**3.68**

(厚労省資料より作成)

過労死防止大綱(資料 2)では我が国の被雇用者の自殺者数は、平成 26 年で 7,164 人としている。このうち労災申請している方が約 200 件と言うことで、あまりにも高いハードルだ。証言がなかなかとれない等問題点が多い。この点からも過労自死、パワハラ自死の労災認定基準のみなおしが必要だ。

資料２　　過労死防止対策大綱

４　自殺の状況

我が国の自殺者数は、平成１０年以降１４年間連続して３万人を超えていたが、平成２２年以後減少が続き、平成２６年は２万５千人余りとなっている。

職業別にみると、被雇用者・勤め人（有職者から自営業・家族従業者を除いたもので、会社役員等を含む。）の自殺者数は、近年、総数が減少傾向にある中で概ね減少傾向にあり、平成２６年は７，１６４人となっている。

「権利の上に眠る者は保護に値せず」

労働基準法は労働者を守る法律です

相談役　　平松　晃

現行法でも長時間労働を止める権利を労働者側は持っています

ネットで以下のような意見がありました。

「権利の上に眠る者は保護に値せず」という言葉が好きです。法律上ちゃんと権利があっても、知らないひとや権利に胡坐（あぐら）をかいて何もしない者（眠る者）は、怠慢だと思うので保護しなくてもいいと思うことがあるのです。「知らないことが悪い」「行動しないことが悪い」という考えですね。

ちなみに有給休暇の取得も「権利の上に眠る者は保護に値せず」に当てはまります。有給休暇は労働者の権利です。正社員でなくてもアルバイトでも労働日数に応じて権利があります。権利があるのに、それを知らないから、請求しないから取得できないのです。取得できなかったからといって法律が助けてくれるわけではありません。冷たいかもしれませんが、「知らない」「行動しない」ひとが悪いのです。

有給休暇を消化しないことは経営者側からすると、とてもとても助かることなんですけれどね。ときには労働者の立場で、ときには経営者の立場でという経営コンサルタントの立場からするとちょっとしたジレンマです。まぁ、義務を果たしていないのに権利を主張する人は大っ嫌いなんですけれどね。知識を身につけましょう。行動しましょう。権利の上に眠るひとは保護に値しませんよ。

労働基準法は労働時間について以下のように規定しています。

（労働時間）

第三十二条　使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

２　使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。また、次のようにも規定しています。

（時間外及び休日の労働）

第三十六条　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

以上のように労働基準法では１日８時間、週４０時間労働制を規定しています。しかし、労使の協定により青天井で残業時間に歯止めがかからないともいわれております。労働者側が長時間残業がよくないと判断すれば、残業を規制できる法律となっています。使用者側が勝手に協定を作ることはできないので、長時間労働が蔓延している原因には労働者側の長時間労働に対する強い意志表示がないことがあると思われます。

人間らしく働く　愛知健康センターものがたり　編集余聞

事務局員　　今枝　正昭

歴史を逆行させて「美しい国つくり」を目指している人がいます。「美しい国つくり」さかさに読むと「理くつ憎いし苦痛」です。忘れてならない「歴史の皮肉」です。「逆行にさからって」生活のあらゆる分野で、たたかいが起こっています。働くもののいのちと健康をめぐる分野でも、企業家はさらに「労働強化」を、さらに「低賃金」を求め、政府や行政当局はこの声に押されっぱなしです。この時代に「１ミリでも地球を動かす」の意気込みで頑張っている愛知健康センターの活動を紹介したいと考え、「健康センターものがたり」を発想しました。

「センターはどんなの仕事をしているか」いのちと健康、人としての権利を守る不断の努力の積み重ねの２５年を語ります。
「センターの仕事・実績はそのまま社会批判になります」働く人にとって、どのような社会が望ましいか語りかけます」

これを次の時代を担う子どもたちに語りかけようと書き起こしたものです。

出来上がったものを見ると、いま労災に直面して、救済を求めている人たちにも格好の手引きになっているではありませんか。この「ものがたり」は愛知健康センターが、過労死家族の会の人たちといっしょに知恵と力をふりしぼって勝ち取ってきたものです。その中に要求実現への教訓があります。

これを読みとっていただきたいと思います。

「人間らしく働く　健康センターものがたり」　販価 1500 円（税込）のご注文は愛知健康センター

ＦＡＸ　　０５２－８８３－６９６３

で、受け付けています。

2016年労安学校　「次代を担う労働安全衛生」

次代を担う若い労働者にも声をかけ「労安学校」を企画しました。10 月 1 日から 10 月 7 日は全国労働衛生週間です。多くの職場から参加いただくことを期待します。

労働会館本館　会議室―金山駅徒歩 8 分　　**参加費 1 日 500 円、学生・無職は無料**

日　時	10 月 1 日(土) 13：30～16：30　　204-5 号室	10 月 15 日(土)　13：30～16：30　　307 号室
第 1 講座 講　師	労働安全衛生法の歴史と現在の課題 **佐々木昭三（全国センター理事）**	ブラック企業などの労働現場と若者 **森　弘典（弁護士）**
第 2 講座 講　師	メンタルヘルスとストレスチェック **古水克明（精神科医師）**	職場の労安活動　労組の労安活動実践に学ぶ **（建交労、医労連、全港湾）**

働くもののためのメンタル疾患の知識　第 15回

それって病気なの？　社交不安障害と強迫性障害

精神科医　　古水　克明

今回は、社交不安障害と強迫性障害という二つのメンタル疾患についてお話しします。

どちらも、症状の説明を聞くと、「え？　それって病気なの？　性格じゃないの？」「それを症状っていうなら、自分だってあるけど…」と思う人が多いのではないでしょうか。

では、まず、「社交不安障害」から。

「社交不安障害」の人は、人前に出るのが苦手です。仕事で言えば、会議で意見を言う、朝礼で話をする、上司と面談をする、などの場面が非常につらいのです。「そんなの、当たり前じゃないの？」そうですね、上司と面談をするのが得意という人は、あまりいないでしょうね。何を言われるか心配だし、なにかまずいことを言ってしまって、上司の評価が下がるのも怖いし、そんなことを考えると平静ではいられません。ただ、社交不安障害の人は、そのつらさの程度が、生活に影響を及ぼすほどひどいのです。苦手な場面では、体の症状も現れてきます。激しい動悸、めまい、発汗や赤面、手足の震え、吐き気や下痢、頭の中は真っ白でなにも考えられず、声も震えてうまくしゃべれません。そして、「こんな自分はきっと周りからへんにみられているだろう」「みんなはこんな様子をみて、馬鹿にしているだろう」というような考えが頭の中をめぐり、そのことがよけいに動悸や不安や震えをかき立てるという悪循環に入ってしまいます。

社交不安障害の人は、会社で、外から掛かってきた電話に出るのも非常に苦手だったりします。あるいは、人が見ている場面で書類に文字を書くことができない人もいます。

多くの人は、嫌だな不安だなと思いながらもなんとかその場面をこなして、そうやって場数を踏むうちにだんだん慣れていって、苦痛の度合いも減っていくのですが、社交不安障害の人は、なかなかそうはいきません。つらい目に遭うのをなんとか避けようとして、会議では発言しないとか、休んだり、仕事を断ったりと、「回避」と呼ばれる行動を取ります。回避をするので、なれることもできず、より症状はひどくなってしまいます。

ここで、「そんなの、避けずに立ち向かえばいいことじゃないですか？　根性が足りない」なんて思わないでほしいのです。社交不安障害の人にとっては「ふつうに立ち向かうことができないくらい、つらいことなのだ」と思っていただきたいのです。

社交不安障害の症状は、病気でない人でも、日常生活で身に覚えがあるような症状ではあ

るので、病気だと言うことがまわりにも本人にも気づかれにくく、病気だとは思わずに苦しんでいる人は多くいらっしゃるのではないでしょうか。

治療としては、社交不安障害はうつ病とは違う病気なのですが、うつ病の薬であるSSRIというタイプのお薬が有効です。また、認知行動療法も効果があります。

今回ご紹介するもう一つは「強迫性障害」です。

発音は同じですが、「脅迫」ではなく「強迫」ですので、ご注意下さい。

朝、出勤するために急いで家を出たのだけれど、あれ？　鍵はちゃんと掛けたっけ？掛けたと思うけど、急いでたし、ひょっとして忘れた？　考えれば考えるほど、自信がなくなってきた。戻って確かめるべきか？　でもそうすると遅刻しちゃうし…どうしよう？

こういう経験は、みなさんおありではないでしょうか？

「鍵をかけ忘れたかもしれない」あるいは「ガスの火を消し忘れたかもしれない」ので確認をする。それ自体は、問題ないというか、安全の観点から見ていいことですよね？　ところが、いちど鍵が掛かっていることを確認して、会社に向かったけど、また少ししたら「やっぱり閉まってないかも」という不安がむくむく強まり、確認のためにまた戻り、というようなことが何度も繰り返されたあげく、会社にいけないとしたらどうでしょうか。

この場合で言えば「鍵をかけ忘れたかもしれない、そうするとたいへんなことになる」という考え（強迫観念）が、強く心に迫り、どうしても払いのけることができず、確認を繰り返すために、生活に困難が生じてしまうのが、「強迫性障害」という病気です。

強迫観念にはいろいろなものがあり、「鍵をかけ忘れた」「ガスの火を消し忘れた」というようなこと、あるいは「車の運転中に、さっきそこで人をはねてしまったかもしれない」とか、「自分が道ばたで蹴飛ばした小石のせいで、自転車の人が転んで死んでしまったかもしれない」という不安が離れず、なんども同じ道を行ったり来たりするとかします。

そんなばかな、考え過ぎだよと周りの人は言うでしょう。本人も、理屈で考えれば、そんなはずはないし、自分の確認もやり過ぎだということは分かるのですが、どうしても止められないのです。その不安をおさめるために、確認をした瞬間は確かに安心しますが、長続きはしません。すぐに再度同じ不安が頭をもたげ、また確認をせずにはいられなくなってしまいます。

また、確認行為を、家族や友人に代わってもらう場合も、よくあって、本人は不安のためにやむにやまれず頼むのですが、何度も何度も同じ確認を強要されるので、周りは疲弊し、関係が悪くなってしまいます。(病状的にも、周りが代わりに確認を行うことは、症状をよくしないことが分かっています)

治療としては、なかなか難しいことが多いのですが、この場合も、SSRIというタイプのうつの薬が、不安感や強迫観念を和らげる効果があります。また薬を使わない治療法としては、認知行動療法も効果があるとされています。

どちらのメンタル疾患についても、まずは専門家に相談してみましょう。もちろん、「病気のレベルではなく、正常範囲の反応ですよ」という結論になることもよくあります。

ＷＨＯ報告書 『自殺を予防する』 ～世界の優先課題～
第２章　危険因子･保護因子･関連する介入

事務局員　　鈴木　利往

自殺予防における効果的な対応の基礎となるのは、背景に関連する自殺の危険因子の同定と、適切な介入による危険因子の軽減である。自殺には多くの因子や因果経路があり、その予防にも幅広い選択肢がある。また、効果的な介入は、同定された危険因子を軽減できるため、不可欠である。保護因子を高めることも、包括的な自殺予防対応の重要な目的であると述べている。

俗説
ほとんどの自殺は予告なく突然起こる。

→

事実
多くの自殺には言葉か行動による事前の警告サインが先行する。もちろんそのようなサインがないままに起こる自殺もある。しかし警告サインが何であるかを理解し、用心することは重要である。

◆危険因子

主な危険因子は、人間関係と個人の面は、次のとおりである。ただし、これらの危険因子は一部に過ぎないということである。

●人間関係･･･孤立感および社会的支援の不足、人間関係の葛藤、不和、喪失

●個人･･･過去の自殺企図、精神障害、アルコールの有害な使用、失業もしくは経済的損失、絶望、慢性疼痛、自殺の家族歴、遺伝学的および生物学的因子

◆介入

自殺予防のための科学的根拠に基づく介入は、全体的、選択的、個別予防介入という理論的フレームワークで区分される。

①全体的予防介入戦略

ケアへの障害を取り除き、援助へのアクセスを増やし、社会的支援のような保護プロセスを強化し、物理的環境を最大限に、自殺の危険を最小限にするもので、全人口に届くように計画される。

②選択的予防介入戦略

年齢、性別、職業的地位や家族歴等の特徴に基づき、人口集団のうちの脆弱性の硬い集団をターゲットとする。現時点では自殺関連行動を示していないかもしれないが、生物学的、心理的、あるいは社会経済的に危険性の高い状態にあるかもしれない人もいる。

③個別的予防介入戦力

人口集団のうち、特定の脆弱性の高い個人をターゲットとする。例えば自殺の可能性を示す早期サインを表出している人や自殺企図歴のある人等である。

複数の因子が関わり、自殺関連行動に至るには多くの経路があることを考慮すると、自殺予防の取り組みは、様々な人口や危険性のある集団、そしてライフコースにわたっての背景に向けた、幅広い多部門によるアプローチを必要とする。

◆保険医療システムや社会的危険因子に関連する介入

ＷＨＯでは、「包括的なメンタルヘルスアクションプラン 2013-2020」を発表し、各国が以下の４点に焦点を当て、国独自のメンタルヘルス政策に向けて取り組む事を奨励している。

①メンタルヘルスのための効果的なリーダーシップとガバナンス（統治管理）の強化

②地域ベースの、包括的で、統合され、反応性のあるメンタルヘルスサービスと社会的

サービスの提供
③メンタルヘルスにおけるプロモーションと予防のための戦略の実行
④メンタルヘルスのための情報システム、科学的根拠と研究の強化

＜提案する介入により予防できる自殺死亡数＞

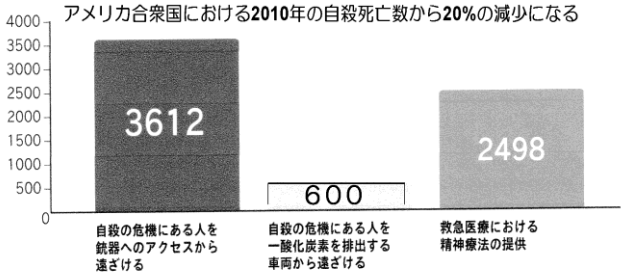

左の図では、三種類のアプローチの組み合わせを示しているが、アメリカ合衆国においてこれら全てが実施されたならば、わずか一年で何千もの命を救うことができる。しかし、この数字は、ほんの少数のアプローチを最適に実施するモデルに基づいている点に注意が必要である。

俗説
自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている。

事実
生死に関して両価的であることが多い。人によっては、生き延びたかったとしても、例えば衝動的に農薬を飲んで数日後に亡くなることもあるかもしれない。適切なタイミングで情緒的支援にアクセスすることで、自殺は予防できる可能性がある。

◆自殺の危険から人々を守るものは何か？

レジエンス（折れない心、精神的な回復力）は自殺の危機に対する緩衝効果があり、レジエンスが高い人においては、自殺の危険と自殺関連行動の関係は減少する。保護因子には、特定の危険因子を阻止するものと、いくつもの異なる自殺の危険因子から個人を保護するものがある。

①強い個人の人間関係

自殺関連行動の危険は、人間関係の葛藤、喪失、または不和で苦しむ場合に高まる。逆に健康的で親密な人間関係を育み、維持することは、個人のレジエンスを高め、自殺の危機に対する保護因子として作用する。個人のもっとも近い社会圏に、最もインパクトを持ち、支えとなる。友人や家族は、社会的、情緒的、そして経済的支援の重要な資源となり、外部ストレッサーからの影響を和らげることができる。こうした支えにより強化されるレジエンスは、幼少期のトラウマと関連している自殺の危険を軽減する。依存的な思春期の若者や高齢者にとって、人間関係はとりわけ保護的となる。

②宗教的またはスピリチュアルな信念

自殺に対する保護として、宗教的またはスピリチュアルな信念を考慮することは注意を要する。信仰自体は保護因子となる可能性があり、通常、構造的な信念体型を提供し、身体的にも精神的にも有益と考えられる行動を提唱する。しかし多くの宗教および文化的信念は同時に、自殺に対する道徳的な立場のために、自殺に対するスティグマ（負の汚名）の一因となるかもしれず、それが人々の援助希求行動を妨げる可能性がある。

③前向きな対処方略のライフスタイル実践と満たされた状態

主観的で個人的に満たされた状態や、効果的で前向きな対処方略は自殺から守る。また、メンタルヘルスの問題に対して援助を進んで求められることは、特に個人的態度により決定づけられるかもしれない。援助を求めない傾向にある人は、自らのメンタルヘルスの問題を悪化させ、早期介入により効果的に予防できるかもしれない自殺の危険を高める可能性がある。

一宮便り

新築したセンターで第 11 期第 2 回理事会を開催

三栄　国康

一宮地域いのちと健康を守るセンターは新たに建設された建物に入り、真新しい部屋で第 11 期第 2 回理事会をおこないました。当センターは、「若者を戦場に送るな」一宮実行委員会に参加し活動を続けています。改築中にも“公契約条例のすすめ方”講演会を企画し、2 月 12 日（金）に一宮、江南、稲沢各市議会議員など 50 名の参加で、大成功。しかし、「労安法の遵守」事項を欠かさない意思統一までには至ってない。

アスベスト被曝相談が途切れることなく続いている。「よしずや」の長時間残業と不払い問題の相談があったばかり。今後も適正な公契約条例をめざしてとりくみ、アスベスト被曝という最大の危険に自らとりくみ、全国にも広げたい。学校職場の産業医の活動が違法状態にあると市決算委員会が指摘していることを重視していく。

厚労省腰痛予防対策指針を加盟団体の職場に配布し、活用をアピールします。愛高教の理事（特別支援学校）でも腰痛が絶えない。

理事会にて愛知センターの鈴木明男さんと鈴木美穂さんが連帯挨拶していただき感謝しています。

市バス山田明さん勝利報告集会が開かれる

7 月 13 日(水)労働会館ホールにて　78 人が集う

毎日放送が、裁判闘争を記録したドキュメント映像‘16「追い詰められた真実」が名古屋で放映されます。深夜ですから、ビデオに録画することをおすすめします。
ぜひお見逃しなく!!

CBCテレビ　5 チャンネル

10 月 3 日(月)午前 1 時 25 分～2 時 35 分

「市民の役に立つ、市民に喜ばれる仕事がしたい」

願い叶う働きがいある職場に！

名古屋市職員労働組合　執行委員長　　蛯原　京子

時計塔が特徴的な名古屋市役所本庁舎ができたのは、1933 年。2014 年には、愛知県庁本庁舎とともに、国の重要文化財に指定されました。

庁舎内の冷暖房は、一括管理されており、職場の状況に応じての柔軟な利用はできません。（地下階と最上階である５階では、温度に差があります）また、財政的な制約から、稼働時間は勤務時間よりも短かかったり、こまめに運用がされることもしばしば。当然、勤務時間外には冷暖房は入りません。暑さ寒さに耐えながら、残業に従事することとなります。夏は熱中症になりかかったり、冬はコートに手袋を着用して仕事をしている人もいます。（勤務時間中でも同じ実態はありますが）

名古屋市では、「区役所も、公務員がやるより民間にやってもらった方が、競争することで良くなる」「生活保護の仕事は、人生経験のある年金生活者にやってもらえば良い」などと豪語する河村市長のもとで、職員削減が続いています。

この８年間で、交通局などの企業局や消防局を除く、本庁や区役所をはじめとする市長部局で 1273 人が削減される一方で、非正規職員が増え、4 人に一人の非正規職員が市政を支えています。

総超過勤務時間数は 143 万 4813 時間（市長部局 2015 年度実績）。名古屋市職労の試算では、849 人の職員が不足しています。

また、年次休暇の取得日数は、平均で 13.3 日。保育園職場では、平均 5 日間ほどとなっています。年間に付与される年次休暇 20 日間を完全に取得するには、435 人が不足しています。年次休暇を 20 日取得し、超過勤務のない働き方をするには、約 1300 人の増員が必要です。

名古屋市職労も参加する、自治労連名古屋ブロック本庁地区協では、毎年 3 月に、残業パトロールに取り組んでいます。午後 7 時～10 時まで、アンケートを配布しながら職場を回り、残業している職員の数を把握します。アンケートには、職場の悲鳴が満載です。長時間労働や職場環境への要求、「このまま働き続けられるのか」との不安などなど。

いのちと暮らしをないがしろにする政治のもとで、市民の暮らしに「格差と貧困」が拡大しています。職員の疲弊は、悪政の防波堤としての役割発揮を疲弊させます。

「市民の役に立つ、市民に喜ばれる仕事がしたい」は、私たち自治体職員の願いであり、働きがいに通じるものです。

現場の声に耳を傾け、首長が先頭に立ち、市民の暮らしの中の苦難を軽減する名古屋市政の実現とともに、職員が働きがいを持って、生き生きと働き続けられる仕事と職場づくりに引き続き、取り組みをすすめます。

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

豊通労災認定請求裁判	豊通損害賠償請求裁判
過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死	
9月16日（金）　１１時30分	10月17日（月）　11時00分
	弁論準備
大阪地裁－岩井弁護士事務所（TV電話）	名古屋地裁　2階201号法廷

やまぜんホームズ　大迫裁判
過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴
9月28日（水）　10時00分
口頭弁論
名古屋地裁　1103号法廷

デンソー　髙比良裁判
労災認定された元期間工の損害賠償請求裁判。
9月29日（木）　13時00分
判決
名古屋高裁

T･S･C三輪労災認定裁判
過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟
10月5日（水）　11時00分
名古屋高裁

十六銀行　過労死事件
11月16日（火）　10時00分
弁論
名古屋地裁　1102号法廷

加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判
労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。謝罪を求め提訴。
12月9日（金）　13時15分
判決
名古屋地裁　1102号法廷

岐阜市　伊藤裁判
公園整備室長、業務をめぐって上司のパワハラによる自死
9月26日（月）　10時００分
結審
岐阜地裁　3階

トヨタ　過労自死労災認定請求裁判
設計技師がパワハラ･過密労働で死亡
9月28日（水）　10時30分
弁論準備
名古屋地裁　1103号法廷

寺井土木　関岡裁判
工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死
10月3日（月）　13時30分
弁論準備
名古屋地裁　2階201号法廷

宇田川労災認定請求裁判
淑徳学園校舎改造工事で青石綿が飛散。　中皮腫で死亡。
10月26日（水）　13時10分
判決
名古屋地裁　1103号法廷

岡崎商業高　風岡裁判
長時間労働により過労死
11月16日（水）　11時00分
名古屋地裁　11階

9月10日(土)～9月16日(金)は、自殺予防週間です。

みんなで取り組もう、いのち支えるゲートキーパー

変化に気づく　耳を傾けねぎらう　支援先につなげる　温かく見守る

悩んでいる方・周りで悩みのある方、ご相談ください。

こころの健康相談統一ダイヤル　0570-064-556

相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

よりそいホットライン（24時間対応）　0120-279-338

0120-279-226

全国で相談窓口を開設しています。詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。HPの他に「いのちつなぐFacebook」も運用しています。

自殺対策　検索

いのち支える

厚生労働省

健康センターが演劇に出演?

事務局次長　　吉川　正春

「栗木さんのとこで演劇『**秘密保護法 201X**』が行われる。幕が開く前、センターの宣伝風景で参加してくれないかと依頼があった」と鈴木事務局長。栗木さんとは劇団名芸の代表であった故栗木英章さんのこと。昨年の健康センター25 周年記念総会で、**朗読と歌でつづる「いのち守ろう」**を披露した。センターの取り組みを紹介したこの劇の作者であり、指導をいただいた人だ。亡くなる 10 日前にセンターを訪れ朗読について指導いただいた。大病であるにもかかわらず見本を示していただいた朗読の声の大きさとその姿勢に思わずひきつけられた。

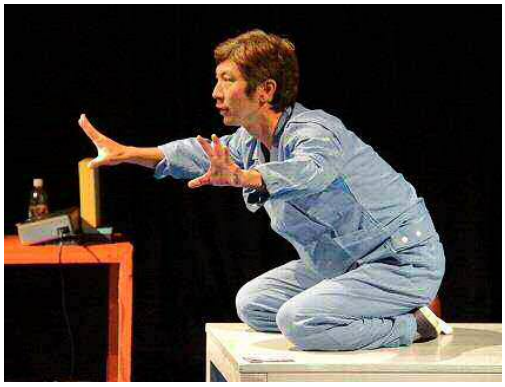

練習風景　　8 月 7 日

「土日３回公演、４，５人でいつものようにビラ配りをすればいい」との言葉に、何とかなるだろうと安易に引き受けてしまった。

練習日が７月 22 日、８月７日、19 日と連絡を受け、それぞれ参加した。始めてみる演劇の舞台裏、みなさんが普段着で真剣に練習している。我々は劇場各入口から舞台に向かって、「過労死防止シンポジューム」のチラシを配り口ぐちに呼びかける。劇団の方からは「もっと元気良く大きな声で」と指導される。

公演日前日、集合時間は午後２時天白小劇場。本番の舞台設営と役者さんも本番用（練習風景が一変していた）になっていたのに驚き。午後１回通して練習、夕方２回目の通し練習。これでＯＫなら散会ということで事務局員はそれぞれ帰った。ところが夕方６時ころ、再度通し練習を行うという。残っていたのは二人だけ。二人で頑張ろうと夜９時までの練習に参加した。さらに、本番当日の午前にも練習をするというので、緊急メールで９時 30 分の集合を連絡した。

延べ 10 回くらいの練習に参加した。本番２．３回前の練習で［声の大きさ、元気］だけでなく、会場入り口で「健康センターの紹介とチラシを配り、アピールする」「舞台の上でそろったところで、過労死シンポの訴えをする」という具体的な指導もいただいた。公演案内のチラシを見たら、我々は「賛助出演」になっていた。お手伝いのつもりが出演者になっていたわけだ。やっと、ことの重大さを認識し本番に臨んだ次第である。本番の出来栄えは想像にお任せする。

一連の行動に参加しながら、劇団関係者の情熱や真剣さ、妥協を許さない姿勢の一部を垣間見た思いであった。

演劇は「秘密保護法」「原発再稼働」をめぐり、**原発を推進する上司**と元部下の**原発開発を拒否した技術者**、そして**秘密にかかわる情報は状況証拠で逮捕できるとうそぶく公安**がかかわる現代をとらえた演劇だった。舞台上で手渡した過労死シンポのチラシを見て、**公安が「愛知健康センターは、侮りがたい勢力だ」とつぶやく。**部長**「どうせ一部の偏った連中でしょう」**　公安**「あなどっちゃいけませんよ。国会で過労死防止基本法が制定されたことはご存知でしょう。その運動の全国的な広がりの中心になっていたのがこの愛知だ」**　部長**「いずれ労働法改正で相殺されるでしょう」**　公安**「中田さんは技術端の幹部だから詳しくないようですが、東洋電機の労務も彼らの動きに注意を払うべきですよ」**のセリフで幕が開いた。

9月･10月の日程

（11月･12月日程を一部含む）

月　日	時刻	事　　項	場　　所
9月02日（金）	13:15	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷(結審)
9月05日（月）	10:00	岡崎商業高校風岡先生公務災害認定裁判(証人尋問)	名古屋地裁1103号法廷
9月07日（水）	17:00	労働法制反対実行委員会	名古屋法律事務所
9月12日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
9月13日（火）	10:00	過労死シンポ実行委員会	水野法律事務所
	13:00	市バス山田裁判弁護団会議	水野法律事務所
	13:00	関岡弁護団会議	共同法律事務所
9月15日（木）	18:00	過労死判例研究会	水野法律事務所
9月16日（金）	11:30	高橋労災認定裁判(三田事件)	岩井弁護士事務所(電話法廷)
	14:00	六番町駅のアスベスト飛散にかかる健康対策検討会	名古屋市役所交通局
	18:30	労安学校実行委員会	愛知センター事務所
9月19日（月）	13:30	9･19戦争法反対大集会	白川公園
9月24～25日		全国センター理事会	東京
9月25日（日）	15:00	ユニオン学校	全港湾会議室
9月26日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
	10:00	岐阜・伊藤公務災害認定裁判(結審)	岐阜地裁
9月28日（水）	10:00	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
	10:30	トヨタ社員過労自死労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
9月29日（木）	13:00	デンソー高比良損害賠償請求裁判(判決)	名古屋高裁
10月1日～7日		労働衛生週間	
10月01日（土）	13:30	労働安全学校	労働会館本館2階会議室
10月03日（月）	13:30	寺井土木・関岡労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
10月05日（水）	11:30	テー・エス・シー三輪労災認定裁判	名古屋高裁1004号法廷
10月10日（月）	14:00	労働法制反対集会	ウインク愛知
10月11日（火）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知センター事務所
10月15日（土）	13:30	労働安全衛生学校	労働会館本館2階会議室
10月17日（月）	11:00	豊通損害賠償請求高橋裁判	名古屋地裁201号法廷
10月24日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知センター事務所
10月26日（水）	13:10	宇田川アスベスト裁判**判決**	名古屋地裁1103号法廷
	18:00	ユニオン共同行動	
10月29日（土）	13:30	東海労弁総会　記念講演「同一労働同一賃金」	中部大学名古屋キャンパス６Ｆ（JR鶴舞駅北口西）
		寺井土木・関岡裁判を支援する会総会	
	18:00	ユニオン学校	ＮＰＯセンター
11月02日（水）		全国センター理事会	東京
	13:15	悪徳社労士木全裁判	名古屋地裁1102号法廷
11月7日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知センター事務所
11月12日（土）	13:00	岐阜過労死シンポ	岐阜地裁
11月17日（木）	18:00	三重過労死シンポ	三重　津市
11月16日（木）	10:00	十六銀行銀行員過労自死労災認定裁判	名古屋地裁1102号法廷
	11:00	岡崎商業高校風岡先生公務災害認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
11月21日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知センター事務所
	18:00	過労死判例研究会	水野法律事務所
11月23日（祝）	10:00	過労死電話相談110番	愛知センター事務所
	13:00	愛知過労死シンポ	ウイル愛知
12月09日（金）	13:10	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判**判決**	名古屋地裁1103号法廷